

令和8年 9 月 9 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
GURCHHAN H ARI	

東住吉区公告第 107号

令和8年 9 月 9 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
津田 紘志	
平岡 敏則	
阿南 貴博	
山添 憲	
河角 元昭	
リード ロバート	
谷口 博章	

(2 枚のうち 2 枚目)

氏 名	備 考
正村 栄次郎	
本谷 浩太郎	
小谷 進一	
CHOI TSZ C HUNG	
MACAPAGAL LAURENCE C	
高木 涼	
福島 聡美	
元山 陸斗	
GAN KAR YI K	
久乗 財	
浅場 厘乃	
高野 遼太郎	
野々下 吉保	
戸田 隆之介	
LIN KUAN H UA	
NGUYEN THI DIEM	
宮崎 さくら	
BUI VAN NH AT ANH	
ANIL PRIYA NTHA	
LEE SEUNGH EE	
篠崎 一夫	

令和8年 9 月 9 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
Y I P K A H O N G	